

経営事項審査の見直しについて

(論点) 経営事項審査制度については客観的数値を用いた全国共通の尺度であること等を踏まえつつ、建設業者の経営の実態をより正確に表すため、どのような改善が必要か。また、厳しい建設業の現状、建設業者が地域や社会で果たすべき役割等を踏まえ、建設業の健全な発展を促進する観点から見直すべき点は何か。

【経営事項審査制度の性格】

公共工事における企業評価については、各発注者が建設業者の経営状況や施工能力に関する客観的事項及び主観的事項について審査した結果に基づいて、必要に応じ等級に区分しており、そのうち客観的事項については経営規模、経営状況、技術力、社会性等の項目ごとに評点化を行う経営事項審査の結果が各発注者において活用されていることから、経営事項審査は建設業者の企業評価の指標として重視され、その結果は入札参加に大きな影響を与えている。

- 平成6年に現行の経営事項審査制度となって以降、平成10年に各指標の評点幅、技術職員評価等の改正、平成11年にY指標（経営状況）の改正、平成14年にX1指標（完成工事高）の評点テーブルの改正、平成15年に同指標の線形式化に係る改正が行われているが、その後も見直しを求める様々な意見がある。
- 経営事項審査の内容は、建設業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して、建設業者の実態や経営環境の変化を的確に反映した企業評価となるよう適時適切に見直しを行っていくことが必要である。経営事項審査については、次のような意見が出されているが、これをどう考えるか。

- ・建設投資の減少の状況等を踏まえ、完工高に関する評価方法を見直すべきではないか。
- ・完工高について、当該事業者の性格や能力の適確な把握が可能となるよう、その内訳等の参考情報を付すこととしてはどうか。
- ・平成11年のY指標（経営状況）の改正は、大手ゼネコンの相次ぐ破綻等を背景に、有利子負債や不良資産の反映等の観点から行ったものであるが、固定資産の評価に偏重しているのではないか。
- ・固定資産を多く保有するとマイナス評価されるといった構造を是正すべきではないか。特に、建設機械等建設業の営業に必要な資産については、経審の審査上、固定資産から除外すべきではないか。
- ・有利子負債が多いとマイナス評価されるが、新分野進出等のために必要な借入金については、除外すべきではないか。
- ・建設業者は、自らの負担も伴いながら、地域や社会において災害時の対応などの責任を果たしているが、企業の社会的貢献（CSR：Corporate Social Responsibility）について注目が高まる中、建設業者が果たすべき社会的責任を的確に反映する観点から、W指標（社会性）のあり方を検討すべきではないか。
- ・公認会計士の監査を受けた企業については加点するなど、経理の能力・体制を整える企業について加点評価すべきではないか。
- ・ISOの導入に取り組む企業について加点措置すべきではないか。
- ・コンプライアンス向上の観点から、違法行為、不正行為等を行った建設業者について、マイナス評価をすべきではないか。

○評点の水増しを図るための虚偽申請が少なくないとの指摘もある中、虚偽を行いにくい制度設計の観点から、評価項目や審査手法等について見直しを検討すべきではないか。

建設業の許可

建設業を始めるには、軽微な工事を除き、建設業の許可(28の建設工事の種類毎)を受けなければならない。(建設業法第3条)

※軽微な工事とは①建築工事では1500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、②その他は500万円未満の工事

特定建設業の許可

3000万(建築では4500万)円以上の工事を下請に出す建設業者

【許可基準】

- ・常勤役員に5年以上経営業務の管理責任者を配置
- ・営業所ごとに建設業の種類に応じた高度な技術検定合格者・資格取得者を専任で設置
- ・財産的基礎要件(①資本金2000万円以上かつ自己資本4000万円以上・②欠損額が資本金の20%以下・③流動比率75%以上を全て充足)

一般建設業の許可

特定建設業の許可が必要な者以外の建設業者

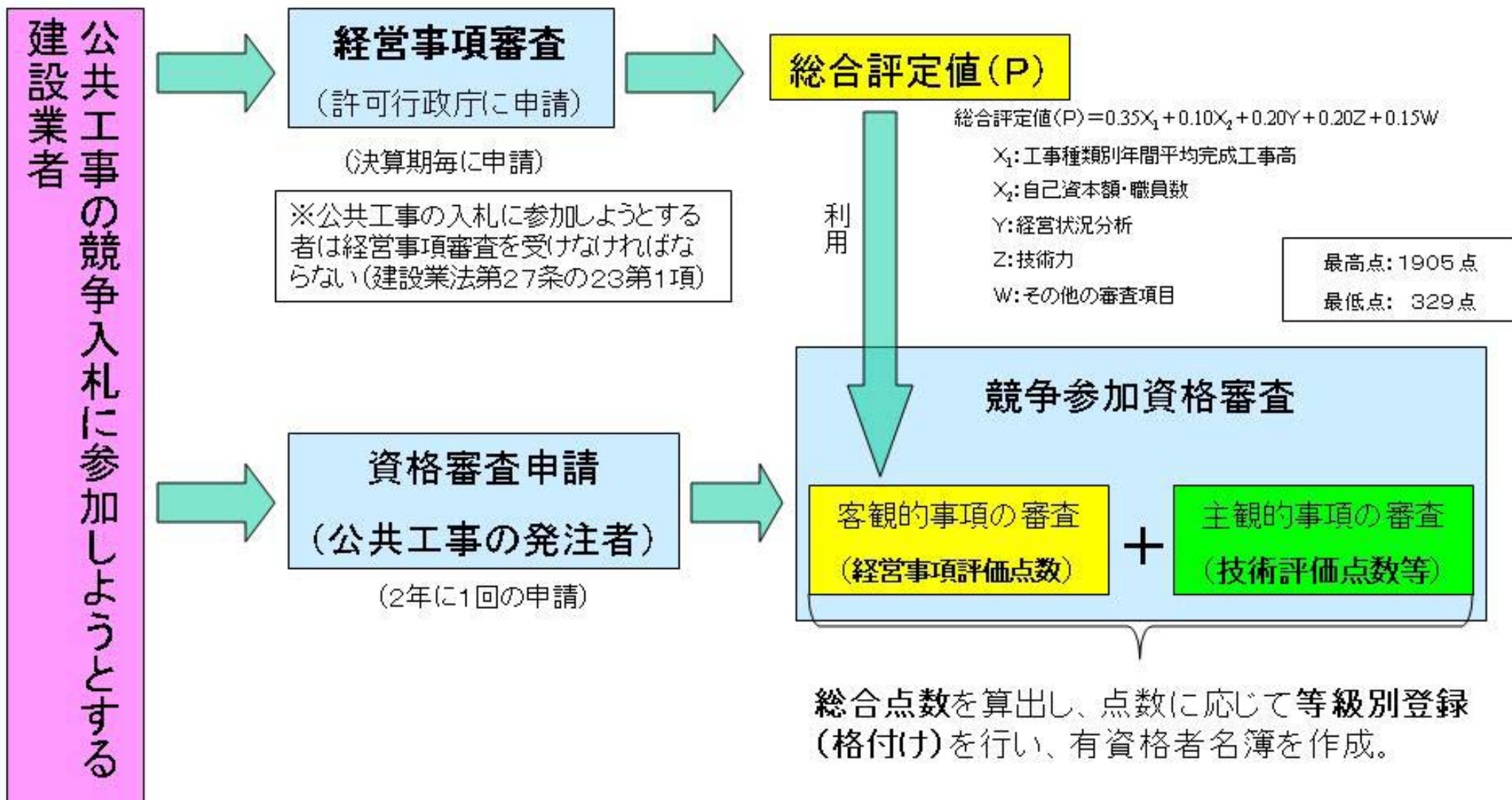
【許可基準】

- ・常勤役員に5年以上経営業務の管理責任者を配置
- ・営業所ごとに技術者を専任で設置
- ・財産的基礎要件(自己資本500万円以上)



公共工事(国・地方公共団体・公共法人等が発注する施設又は工作物に関する建設工事)の入札に参加しようとする建設業者は、経営事項審査を受けなければならない。

公共工事の競争参加資格審査の概要



経営事項審査

完成工事高(X_1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出
それぞれの審査項目は、平均700点となるよう設定

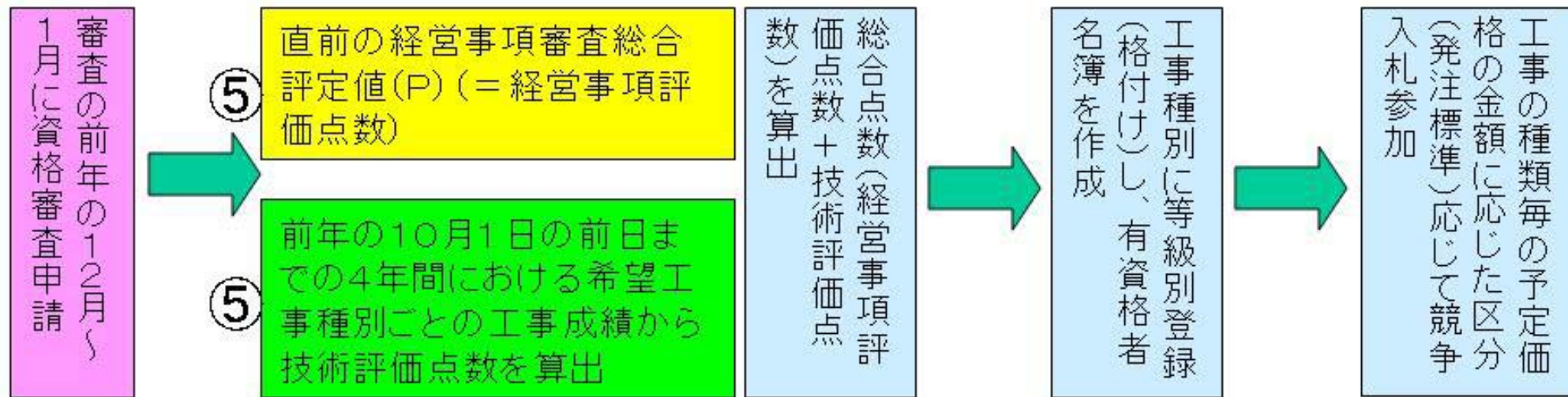
項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X_1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,565点 最低点:569点	0.35
	X_2	自己資本額 職員数	最高点:954点 最低点:118点	0.10
経営状況	Y	①収益性 ②流動性 ③安定性 ④健全性	最高点:1,430点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	技術職員数(許可業種別)	最高点:2,402点 最低点:590点	0.20
その他の審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②工事の安全成績 ③営業年数 ④建設業経理事務士の数	最高点:967点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.35X_1 + 0.10X_2 + 0.20Y + 0.20Z + 0.15W$	最高点:1,905点 最低点:329点	

経営状況(Y)

- ①収益性: 売上高営業利益率・総資本経常利益率・キャッシュ・フロー対売上高比率
- ②流動性: 必要運転資金月商倍率・立替工事高比率・受取勘定月商倍率
- ③安全性: 自己資本比率・有利子負債月商倍率・純支払利息比率
- ④健全性: 自己資本対固定資産比率・長期固定適合比率・付加価値対固定資産比率

競争参加資格審査(国土交通省直轄工事の場合)

2年に1回定期の一般競争資格審査を実施



【国土交通省直轄工事における例】

平成15・16年度工事種別等級(関東・一般土木工事)

工事種別	等級	総合点数
一般土木工事	A	2,174～
	B	1,671～2,173
	C	966～1,670
	D	～965

「経営事項評価点数」:「技術評価点数」=5:5

【国土交通省直轄工事における例】

平成15・16年度発注標準関係(全地整・一般土木工事)

工事種別	等級	契約予定金額
一般土木工事	A	7億2千万以上
	B	3億以上 7億2千万未満
	C	6千万以上 3億未満
	D	6千万未満

一般競争は経営事項評価点数1200点以上が要件

なお、地方公共団体等では、経営事項評価点数のみを利用している発注者の他、技術評価点数のウェートを低く設定する発注者が多い。